

平成24年3月27日  
事務連絡

(社)日本建築士会連合会 御中  
(社)日本建築士事務所協会連合会 御中

(財)建築技術教育普及センター

### 建築士試験合格者の建築士定期講習の受講について

平素は、建築士定期講習業務に格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、二級建築士として建築士事務所に所属していた建築士が、一級建築士試験に合格した場合の二級建築士としての定期講習の受講義務について、国土交通省から見解（別添「参考資料」参照）が出されましたので、今後この見解に従い受講希望者への対応をお願いします。

なお、この見解に対する受講希望者からの問合せ等については、国土交通省又は都道府県に行うよう併せて案内をお願いします。